

地方からの提案個票

<関係府省庁第1次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
20	都道府県労働委員会委員の任期の見直し	1
26	看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和	4
35	特別支援教育就学奨励費等の支給対象となる保護者の要件の見直し	6

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	361	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	04_雇用・労働		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

都道府県労働委員会委員の任期の見直し

提案団体

京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、全国知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県労働委員会委員の任期について、現行では2年とされているが3年又は4年に改めるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

流動する労働情勢に鑑みて昭和21年の設置当初1年とされていた任期が、委員の任務の円滑な遂行という観点から短すぎるとして昭和41年に2年に改正されて60年が経過し、現在に至っている。

【支障事例】

委員には専門性と経験の蓄積が求められるため、実情として同一委員の再任を繰り返している実態がある。委員の任命に当たっては選考に少なくとも半年程度※の時間を要することから、1年おきに選考事務を行う必要があり、事務が煩瑣となっている。

※半年程度の内訳は、提案団体の場合はおおよそ次のとおり

- ①選任方針の決定～現任委員の意向確認等 1.5か月
- ②委員公募及び推薦 2か月
- ③任命に係る庁内手続 1.5か月
- ④通知等任命準備 1か月

【制度改正の必要性】

上記支障事例のとおり事務負担が過剰となっており、事務負担の軽減のために委員の任期を延長する必要がある。

【支障の解決策】

法定されている委員の任期について、法改正により3年又は4年とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

委員からは、委員には高度の専門性と一定の経験の蓄積が必要であり、他の委員会との比較において2年は少々短いと思うとの所感が寄せられた。

【参考】

4年 教育、選管、人事、監査、海区及び内水面
3年 公安、収用

現在2期目の委員からは、1期2年では一つの事件を最後まで担当することができないため、委員の業務の全

体像を把握しきれず不安であるとの意見があった。

また別の委員からは、労働組合の役員を推薦しているため役員の任期と委員の任期が異なる場合はこれまでと同様委員の任期途中での就退任の手続きが必要になる可能性はあるが、任期の延長に反対するものではないという意見が寄せられた。

住民から直接委員任期に係る意見が寄せられることは稀であるが、直面している労働紛争解決のためには、専門知識を持ち、経験を積んだ委員が担当することが望ましいと考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・事務負担の軽減を図ることができる。

例えば、任期を2年から3年に改めるとすると6年間で任命に係る事務を3分の2に軽減することができる。（4年であれば、8年間で2分の1）

なお、労委労協（全国労働委員会労働者委員連絡協議会）は、委員としての経験を積み上げることが重要であり、「3期6年以上」委員を務められるよう、推薦団体等に働きかけている。

・サービスの向上につながる。

労働委員会委員には、その資質として高度な専門性と豊かな知識・経験が求められており、現状の1期2年ではそうした資質を養うことは難しく、一定回数再任を繰り返しているところである。委員任期を伸長することで組織体制を安定させることが可能となり、より円滑な労働紛争の解決に資することとなり、ひいては地域における行政サービスの向上を図ることができる。

特に、不当労働行為の審査は長期間に及ぶ事案が多く、当県における労働委員会の1年6か月という目標の期間※を超過する事案も少なくない。現行の任期2年では終結前に担当委員が退任となる事例が多くなることから、円滑な解決に向けた事務処理の負担となることもある。

※審査の目標の期間は、都道府県労働委員会によって異なっている。

根拠法令等

労働組合法第19条の5第1項、19条の12第6項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県、山口県、香川県

—

各府省庁からの第1次回答

（安定した委員候補者の確保）

労働委員会における公益委員は、使用者、労働者という立場にとらわれず、広く国民全体の利益を一般的に代表するという役割を担っている。現状、都道府県労働委員会では弁護士等の専門家が就任している例が多数ある（都道府県労働委員会における公益委員に占める弁護士の割合：約50%）が、非常勤の公益委員である弁護士にあっては、中立性も踏まえた上で自身の弁護士業務等との兼ね合いの中で労働委員会における日々の事件処理にご対応いただいていることから、任期がより長期になることで、公益委員就任に意欲を示す候補者が減少し、人選が困難になることが懸念される。

また、使用者委員及び労働者委員は、それぞれ使用者団体及び労働者団体からの推薦に基づいて都道府県知事が任命することとされているものである。候補者がより長期間、労働委員会業務に拘束されることになれば、団体による候補者の推薦や人選が困難になることが懸念される。

労働委員会は、憲法第28条において規定された団結権を擁護することを目的とした機関であり、委員の安定的な確保により不当労働行為事件の審査体制を維持することは、憲法上規定された権利を具体的に保障する観点から極めて重要であるため、委員候補者の確保に支障が出るおそれが生じることは避けるべきと考える。

（人材の適格性の確保）

労働委員会の委員は、当事者による個別の申立てに基づいて不当労働行為審査事件について調査・審問等を行い和解案の提示や救済命令の内容を検討するなどの役割を担っているところ、労働法制や人事考課制度・労使慣行など労使問題に豊富な知識及び経験、専門性を有するとともに、当事者である労使間の調整を行う能力を持つ人材であることが必要であるが、任期を2年として、任命後の業務の実態等も踏まえて選任手続きが行わ

れるようにすることにより、適格性のある人材の委員就任を確保しているものである。

また、委員としての経験を積み、事件処理に習熟した委員の能力を活用するために、委員の任期を2年と定めつつ、再任も妨げられないこととして、労働委員会組織において適格な委員の確保を図るという要請と、委員には高度な専門性と豊かな知識・経験が求められることとの均衡は図られていると考えている。

(労働委員会制度等における一貫性)

中央労働委員会では、流動する雇用情勢に鑑みて、委員の任期を現行の2年としているが、都道府県労働委員会及びその委員についても、当事者の個別的な紛争の解決を図るといった同様の役割が期待されていることからすれば、中央労働委員会の委員と同様に、最新の労使関係に関する専門的な知識経験を有することが求められることに変わりはない。また、不当労働行為事件の審査手続において、都道府県労働委員会の命令に不服がある場合には中央労働委員会に再審査の申立てを行うことが可能とされており、これらの一貫した法体系において救済制度が担保されているところであって、上述のとおり両者には同様の役割が期待されていることからすれば、労働委員会が紛争解決能力を十分に備えるために適切な周期で委員の交代を企図すべきことや、そしてその周期が2年間であることについても異ならせる理由がない。

さらに、裁判所における個別の紛争解決手続の中で、専門的な知識経験を有する民間人を委員に任命して手続に関与させる規定があるところ、例えば、労働審判制度における労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験は近年の労働関係をめぐる環境の変化に対応したものでなければならず、個別労働関係についての実情や慣行、制度等の知識は常に最新のものが求められるとの観点を踏まえて任期が2年とされている。また、労働審判員のほかにも、民事訴訟手続や調停手続において、その専門的な知識経験に基づき意見を述べるなどして手続に関与する専門委員、民事調停委員、家事調停委員といった各種委員についても同様に、2年という周期で委員の交代が企図されている。

この点、労働委員会は、労働組合の資格審査や不当労働行為事件の救済に関して準司法的・判定的機能を備えるものであり、司法手続と同様に証拠による事実認定及び法の解釈適用によって認められる法律関係を前提とした解決が図られることに意義があり、各構成委員にもその意義を踏まえた役割が期待されていることからすれば、労働委員会における委員の任期も引き続き2年とすることが適当であると考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	95	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

看護師学校養成所の専任教員配置基準の弾力化

提案団体

和歌山県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下「指定規則」という。)において、教員のうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とするものと規定されているが、看護師学校養成所の実情(定員減・学年不在・閉校予定等)を踏まえて、専任教員について人員要件の弾力化を求める。

具体的な支障事例

【当県の現状】

- ・近年、少子化に伴う学生確保困難、経営難により閉校する看護師学校養成所が複数ある。県内全ての看護師学校養成所において定員割れの状況。
- ・閉校予定や極端に規模縮小した看護師学校養成所に対し、新たに採用してまで専任教員8人を確保することは現実的ではない。募集しても応募が少なく、地域の労働市場・人口動態からも人材確保が困難。
- ・看護師学校養成所から専任教員養成研修、教務主任養成研修等長期研修へ教員を計画的に派遣したいが、教員数にゆとりがないため派遣が困難であり、専任教員の必要人数を満たせない養成所もある。
- ・病院附属の看護師学校養成所では、本体病院の経営悪化や看護師不足の影響を受けやすく、教員の人材確保が難しくなっている。
- ・専任教員8人を確保するにあたり、定年後再任用者や本体病院における定年延長者を配置している養成所が存在し、その結果、60歳以上の専任教員が3～4名を占める看護師学校養成所が2か所確認されている。また、県内6校の看護師学校養成所における専任教員47名のうち、30歳代以下は1名のみであり、50歳以上が半数を超える養成所が大半を占めている。
- ・病院勤務の看護職については処遇改善が進む一方、専任教員はその対象外となるため、相対的に収入が減少している。このことが、看護師学校養成所における専任教員希望者の確保を困難にしている要因の1つとなっている。

【制度改正の必要性】

- ・今後も、看護師学校養成所の定員割れの状況は改善が見込みにくく、規模の縮小は避けられないが、現行の指定規則では、どのような状況にあっても専任教員数を8人未満に減らすことができず、柔軟な運営が困難となっている。看護職の安定的な確保のために、地域に必要な看護師学校養成所が安定・継続して運営できるよう、指定規則における人員要件の弾力化が必要である。
- ・学生数が著しく減少している状況下では、専任教員数を画一的に維持するより、運営の効率化(DX導入等)で対応する方法が合理的であり、結果的には、人員が不足している看護師学校養成所での人材活用にもつながる。

・現時点では、定年延長者や再任用職員など、60歳以上の専任教員により必要人員を維持しているものの、年齢構成は歪であり、新規教員の確保も困難な状況にある。このため、今後の学校運営の中心を担う若手教員の確保が進まない現状では、持続可能な教育体制とは言い難い。また、人員体制に余裕がないことから、資格を有しない教員が資格取得のため専任養成講習会を受講する際、一定期間不在となるが、その間の代替要員の確保が難しい状況にある。今後、多様な働き方を可能とするなど、柔軟な運営体制を整備することにより、若手人材の計画的な確保につながる可能性がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【意見・要望】

・閉校を目前に控えている、または定員割れが継続することで、学生数が減少していく状況や、専任教員の確保・育成が困難となっている現状を踏まえ、状況に応じた専任教員の人員要件の緩和を要望する。

【支障事例】

・看護師不足により、病院と養成所間でのローテーションが実施できず、新たな専任教員の確保が困難となっている。

・専任教員の募集を行っても応募がなく、必要な人員を確保できない状況が継続している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

専任教員要件の弾力化により、限られた人材である専任教員を地域間で有効活用できる。さらには、専任教員不足校への支援と人的資源の最適配分が可能になると考える。

根拠法令等

保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年8月10日文部省・厚生省令第1号)、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」(医政0331第21号平成27年3月31日厚生労働省医政局長)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、川崎市、宮崎県

○当市においても、看護専門学校1校が入学者数の減少により、閉校を予定している。今後も看護師不足が見込まれることから、定員や入学者数に応じた専任教員の弾力的な運用を行わなければ、教員が足りず開校できなくなる可能性もある。

各府省庁からの第1次回答

看護師学校養成所については、学生の指導に支障を来さないようにする観点から、指定規則(省令)において、「各教育内容を教授するのに適当な」8名以上の専任教員等の配置を求めており、引き続き維持する必要がある。

その上で、地域における必要な看護職員を持続的に養成する体制が確保されつつ、養成所で実施される教育の質が保たれるよう、2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会において、看護師等養成所の統廃合及びサテライト化を進めるにあたっての課題への対応や体制整備について検討を始めたところである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	193	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し

提案団体

茨城県、三重県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」において、未成年者の保護者は「学校教育法第16条に規定する保護者(親権者又は未成年後見人)」とされており、また、未成年者に係る就学奨励費の申請手続は当該保護者によって行うこと、支給対象者は保護者又は生徒等とされている。

【支障事例】

- ①就学奨励費の申請者は保護者とされているため、親権者が死亡し、未成年後見人が選任されていない場合、就学奨励費を申請できない。
- ②親権者である父親が勾留されているため祖父に扶養されている生徒において、祖父と父親が容易にやり取りができない中で申請までに時間を要したほか、就学奨励費の振込先は保護者(生徒も可)となっていることから、父親・祖父ではなく生徒本人に口座を用意させることになった。

【制度改正の必要性】

支障事例①・②のように、就学奨励費を申請できない、申請までに時間を要する等の状況が生じる実態がある。

【支障の解決策】

そこで、未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しをすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

就学に要する経費を負担する者が申請・受給手続を円滑に進めることが可能となり、住民の利便性が向上する。

根拠法令等

特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、川崎市、静岡県、大府市、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○【類似の支障や課題を有する制度として見直しを求める事項】

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年政令第八十七号)第2条、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第12条、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第25条等、要保護児童生徒援助に係る支給対象を保護者のみならず当該児童及び生徒を監護する者も含めるよう見直しを求める。

【現行制度について】

学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

国は、市町村が、学齢児童生徒の学校教育法第16条に規定する保護者で生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して援助を与える場合に限り、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校給食法」、「学校保健安全法」等に基づいて要保護児童生徒援助費補助金により補助を行っている。

【支障事例】

要保護児童生徒援助費補助金の補助対象となるのが、学校教育法第16条に規定する保護者に対して援助を行った場合に限定されており、援助の対象を法16条の保護者に限定している市町村が多い。本市としては親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒が援助を受けることができない状況が発生していないが、今後、稀に発生する可能性が懸念される。

【制度改正の必要性】

経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の就学を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とした制度であるにもかかわらず、実際に就学に要する経費を負担する者が給付を受けられない実態がある。高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度では、生徒の保護者(親権者、未成年後見人)に限定することなく、主たる生計維持者の収入状況により支給がされており、実際に就学に要する経費を負担する者の経済的負担が軽減されている。

また、児童手当金については、「監護生計要件を満たす父母等」が受給者とされており、実際に児童の生計を維持する者の経済的負担が軽減されている。

各府省からの第1次回答

特別支援教育就学奨励費は、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする制度であることから、その申請者は、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者である親権者又は未成年後見人、成人に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者とされている。

学校教育法第17条において、保護者は子の就学に関する義務を負うこととされており、また民法第818条において、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されていることから、親権者及び未成年後見人の義務を踏まえ、児童生徒が未成年者の場合は、現行のとおり親権者及び未成年後見人を申請者とすべきであると考えます。

なお、上記の特別支援教育就学奨励費における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条において、学校教育法第16条に規定する保護者と規定している。

学校教育法第16条では、保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人))が子に対する就学義務を負うことを定めており、要保護児童生徒援助費補助金は、子に対する就学義務を円滑に実施できるよう支援する事業であるため、保護者以外は当該補助金の補助対象者とならない。

なお、上記の要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

就学奨励費の目的に鑑みれば、申請者の範囲を保護者のみに限定せず、個別具体的な状況に応じて主たる生

計維持者にも認めることが、障害のある児童生徒の教育環境の確保に資するものであり、保護者以外への支援を自治体の任意とすることは適切ではない。

例えば、就学奨励費と同様に経済的負担の軽減や教育の確保を目的とし、高校生の授業料を支援する就学支援金制度では、所得確認の対象とする「保護者等」の判断において、学校教育法第16条に規定される保護者のほか、事情に応じて主たる生計維持者として認められている。これらの類似制度と、取り扱いが相違していることについての理由を具体的にお示しされたい。

また、これらの類似制度の取扱いも踏まえて、親権者が自ら申請を行い難い事情がある場合の申請者側の負担軽減なども十分に考慮のうえ、可及的速やかに要件を見直されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大府市】

現行制度の保護者要件は、親権や法的監護義務を中心に構成されているが、現代においては、家庭環境が多様化しており、親権者等以外が実質的に就学費用を負担し、生活の面倒を見ているケースが存在する。

こうした実態に配慮し、申請主体の要件について、「親権者又は未成年後見人」に限定せず、「就学に要する経費を実質的に負担している者」を申請可能な者として追加する柔軟な制度設計が必要と考える。

ついては、申請者の範囲に「就学に要する経費を実質的に負担している者」を追加する、または、保護者不在時においては、校長の確認をもって申請可能とする例外措置を認める等の対応を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

経済的負担を軽減する趣旨の給付制度であるため、実態的に当該経済的負担を担っている者について当然対象とすべきではないか。

児童又は未成年の生徒について、保護者等以外の者が就学に要する経費を負担する場合は援助の対象とならないが、成人に達した生徒については保護者等であった者以外でも就学に要する経費を負担する場合は援助の対象となると考えられるがその理由如何。

親権者及び未成年後見人が子を監護・教育する権利義務を有するとしても、親権者及び未成年後見人による義務の履行が期待できない状況（親権者の死亡、失踪、育児放棄、収監等）がある場合は、権利義務の有無に関わらず、現にその子を監護・教育している親権者及び未成年後見人以外の者に援助を行うことが、特別支援教育就学奨励費の目的に照らしても妥当ではないか。

親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことは妨げないとのことだが、そもそも特別支援教育就学奨励費の目的は保護者等の子に対する教育の義務の履行を支援することのみならず、むしろ特別支援教育の普及奨励を図ること、つまり教育機会均等の確保にある。就学に要する費用を負担している者が、子の監護等の義務を負っているか否かで、国の補助金の支給の有無が区別される合理的な理由はなく、自治体独自の支援に委ねることは適切ではないのではないか。

就学を支援することを目的とした類似の制度である高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度については、主たる生計維持者の収入状況による支給もなされている。また、児童手当については、父母等又は父母指定者に監護・生計維持されていない支給要件児童を監護しその生計を維持する者も支給の対象とされている。特別支援教育就学奨励費についても、これらの制度と同様、法的義務の有無ではなく負担の実態により支給されるべきではないか。

各府省からの第2次回答

御指摘の「未成年後見人による義務の履行が期待できない状況（親権者の死亡、失踪、育児放棄、収監等）がある場合」について、まずは、速やかに未成年後見人が選定されることにより、特別支援教育就学奨励費の申請は可能となるが、それでもなお特別支援教育就学奨励費を申請できない支障事例について、実態把握を行った上で、必要な対応策について検討する。

4【文部科学省】

(11)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)及び就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭31法40)

児童又は未成年の生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、地方公共団体の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者(学校教育法(昭22法26)16条。以下この事項において同じ。)による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、要保護児童生徒援助費については、市区町村の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。